四日市市なやプラザニュース（No.101）合併号　　2017年8月10日　No.178

NPOネットワーク8月号

もくじ：なや講座「市民活動関連の新しい動き」…1　さんかくカレッジ「息子と介護」…2・3　イベント紹介…4

◆なやプラザでは、市民活動に役立つ講座や生涯学習講座を行っています。７月８日の講座内容を少しご紹介します。

なやプラザ市民活動講座　2017年7月8日　会場：四日市市なやプラザ

市民活動関連の新しい動き

講師：四日市大学　松井真理子

市民活動関連で新しい動きが出てきましたので３点ほどお話したいと思います

１、休眠預金活用制度

皆さんにも口座を作っていつの間にか忘れている預金はありませんか？出し入れが無くて、10年以上銀行口座に眠っているお金…これを**休眠預金**といいます。

休眠預金は毎年700億円程度が新たに発生してると推計されています。（銀行は５年間、信用金庫などの協同組合は10年間出入金をしないと時効が成立）従来は、連絡先が不明なものなどについては、一定期間が経過したところで「休眠口座」とみなし、経理上、金融機関の利益として計上し、その一部を税金として納める取扱いが行なわれてきました。

このお金を銀行の利益にするのではなく、民間で有効活用しようと、2016年12月に民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律**「休眠預金活用法」**が成立しました。人のお金をどう使うのかについて勝手にはできないのでそのために法律があります。（但し、休眠預金が自動的に全部流れるわけではなく、返してくれという人には払い戻しは可能）

ではなぜ使っていないとはいえ、人のお金を市民活動のために使うのか。その目的が大事なところ。眠れるお金には公共的な役割があります。我が国においては、少子化、高齢化が進む等課題が多い、お金もない、行政がやることにも限界がある。それをカバーするには、民間の人々がやっている活動にお金を回すことが大事ではないか。しかしどの分野でも良いわけではなく　**①子ども、若者に係る活動　②日常生活又は社会生活を営む上で困難を有する者の支援に係る活動　③地域社会における活力の低下とその他の社会的な困難な状況に直面している地域の支援に係る活動**「にこの法律は限定しています。多くの分野はこれらに含まれ、国民全体の利益の増進に資するとされました。が、まだ分配団体も決まっていません。法律ができたばかりで審議中。来年の春頃には基本方針ができ、指定活用団体（一般財団法人）を指定、もう１年かけて計画を立てる。結局いつから分配が始まるかというと、再来年の秋頃だそうなのでいつでも手が上げられるように準備を！と言われています。

２、NPO法改正（2016年6月）のポイント

●NPO法人設立や定款変更をより迅速に
・縦覧期間を２ヶ月から１ヶ月に短縮
・インターネットによる公表が可能
●「資産の総額」を登記事項から削除（毎年法務局に行かなくてもよい）→貸借対照表の公告義務化
（公布から２年６ヶ月以内に「官報に掲載」「公衆の見やすい場所に掲示」「ホームページ」などに情報公開する）
●事業報告等の据え置き期間の延長（3年間→5年間）
等に改正されています。

３、市民活動をめぐる法人制度

最近は、NPO法人よりも一般社団法人が増えています。なぜかというと自由度が高いからです。

	NPO法人	一般社団法人（非営利型）
活動内容	特定非営利活動（法律に定められたもの）	自由（非営利性）
設立に必要な人数	社員１０人以上 役員３人以上	社員２人以上 理事１人以上
認証機関	所轄庁（県）	公証人役場
設立期間	２～３ヶ月程度	２～３週間程度
設立に必要な費用	無料	・公証人手数料５万円 ・登録免許税　６万円

各法人にはメリット・デメリットがありますので、ご自分の団体の活動に合ったものを決めます。活動内容によっては法人格を取る必要はありません。